

「元気いっぱい・笑顔いっぱい」



特別支援教育統括コーディネーター 加賀谷 勝

「校（園）内支援体制をチェック」

- 1 校内支援委員会の設置と開催 必要な時に、必要な人が集まり、必要なことを検討する
 - 特別の教育的支援が必要な子どもの早期発見と個々の実態把握（就学支援シート、出身園や学校からの引継ぎ資料、心理検査やSEN児童生徒チェックリストの活用）
 - 指導・支援方針の検討及び評価・改善（定期的なケース会議の開催、特別な支援が必要な子どもの指導についての共通理解）
 - 関係機関（医療、保健・福祉、教育、労働等）との連携
 - 全教職員の特別支援教育に関する専門性の向上（校内研修の計画・実施）
- 2 特別支援教育コーディネーターの校務分掌への位置付け 複数配置して役割分担をする
 - 校内の連絡・調整（ケース会議の企画・運営、担任等への支援、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成・活用・評価に対する支援）
 - 特別な教育的支援が必要な子どもの把握（進学・転学・進級に係る引継ぎの確認と情報収集、気になる子どもの一覧表の作成）
 - 関係機関との連絡・調整（医療、保健・福祉、教育委員会、小・中学校等特別支援チーム、特別支援教育地域センター、能代支援学校等との連携、地域資源マップの作成）
 - 保護者からの相談窓口（保護者との信頼関係の構築、保護者面談の実施、合理的配慮の提供の検討）※PTAや通信等でコーディネーターの保護者への周知
- 3 二つの計画を活用した指導・支援 切れ目ない支援の実現とよい事例を共有する
 - 個別の教育支援計画は関係機関との連携のツール

作成対象～特別支援学級に在籍する子ども、通級指導教室を利用する子ども、通常の学級に在籍する子どもで医療・療育機関を利用している、支援員が配置されている、出身園・学校から引継ぎがある子ども

 - ・指導目標、指導内容及び指導方法、本人及び保護者と合意形成した「合理的配慮」を記載→保護者の同意が必要となる。
 - 個別の指導計画は授業づくりのツール

作成対象～個別の教育支援計画の作成対象児に加えて、校（園）内で作成が必要と判断された子ども

 - ・長期目標（1年後）と短期目標（1か月、3か月、学期等）を設定して、評価と改善を行う。緊急性が高い場合は2週間スパンで設定する。
- 4 特別支援教育の年間計画の作成 特別支援教育に係る取組の充実を図るために作成する
 - 各校（園）の実情に即した項目の設定（例：校（園）内委員会・ケース会議・研修会・関係機関との連携及び活用、保護者面談、教育相談、引継ぎ会議、体制確認等）
 - 日時や担当者の明記（計画は、その都度、加除修正）
 - 学習計画、生徒指導、進路指導等ともリンクさせながら作成
 - 職員会議等での全教職員による共通理解

☆参照：秋田県特別支援教育校内支援体制ガイドライン（四訂版）令和6年3月秋田県教育委員会



とれたて直送便



「特別支援教育コーディネーターの役割」

特別支援教育コーディネーターは、担任が安全にバスを目的地に到着できるように、子ども及び保護者の願いを燃料として、校内支援委員会というエンジンをフル回転させます。また、担任が道に迷わないように、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」、「年間計画」をカーナビゲーションとして活用して軌道修正します。特別支援教育コーディネーターは、添乗員や整備士の役割を担っています。それでも迷ったときは、外部機関に相談しましょう！